

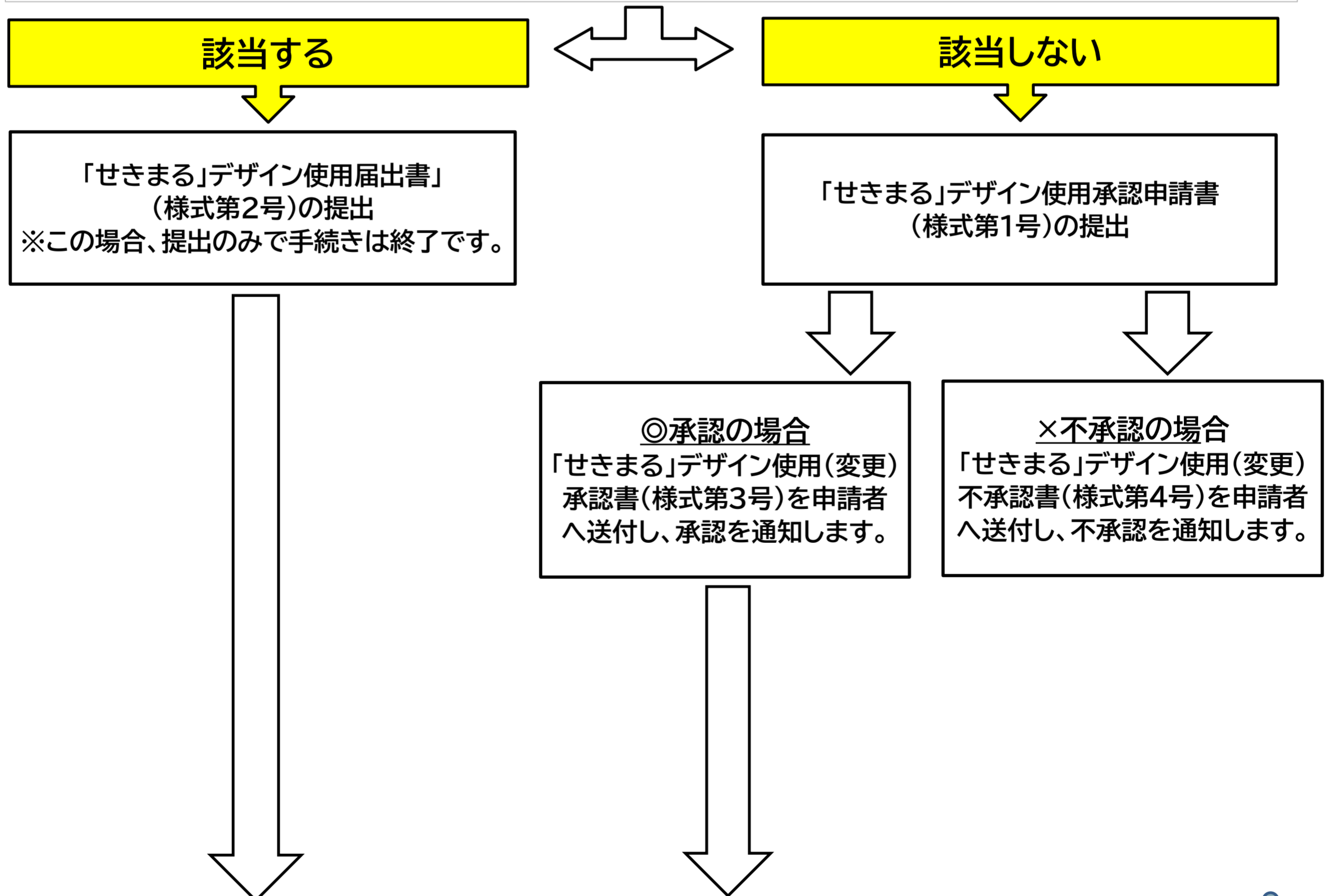
「せきまる」デザイン使用手続のフローチャート

①デザインを使用するに当たって、下記に該当する場合は使用できません。

- (1)法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2)本市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (3)特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (5)下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)第2条の規定による暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等が使用するとき。
- (6)不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (7)キャラクターのイメージを損なうと認められるとき。
- (8)デザインマニュアルに定められた正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (9)下関市メインキャラクター「せきまる」デザイン使用取扱要領の規定に従わないおそれがあるとき。
- (10)その他市長が不適当と認めるとき。

②別紙「下関市メインキャラクター「せきまる」デザイン使用取扱要領」を遵守し、かつ下記のいずれかに該当するかしないか。

- (1)下関市が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
- (2)国又は地方公共団体その他公共団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
- (3)下関市内の公共的な団体が、公共の利益の用に供するため使用するとき
- (4)下関市が共催、又は後援している事業等を実施する実行委員会等が使用するとき。
- (5)下関市の各種行政運営に資する事業等を実施する団体等が、その事業を実施している時に限り使用するとき。
- (6)報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (7)その他、市長が適当と認めるとき。



「せきまる」デザイン使用可能です！

お問い合わせ先:下関市役所総合政策部広報戦略課

Tel:083-231-2951

E-mail:sskohoko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp